

巴波川浸水対策検討会

規 約

(名称)

第1条 本会は「巴波川浸水対策検討会」(以下、「会議」という。)と称する。

(設置者)

第2条 会議は巴波川の管理者である栃木県が設置する。

(目的)

第3条 会議は、巴波川における水害による被害を防止・軽減するために必要な浸水対策の技術的検討を行うことを目的とする。

(組織)

第4条 会議には委員、補助委員、事務局を置く。

(構成員)

第5条 委員等の構成員は下記メンバーをもって構成する。

(委員)

河川管理者 栃木県 県土整備部長

地元自治体 栃木市 副市長

知見を有する機関 国土交通省 関東地方整備局 河川部長

2 補助委員は、会議の業務に参画し委員を補佐するとともに、委員に事故があるときは、これを代理する。

(補助委員)

栃木県 県土整備部 河川課長

栃木市 建設部 建設部長

国土交通省 関東地方整備局 河川部 広域水管理官

3 会議の所掌業務の庶務を含めた実務を行うために、事務局を栃木県県土整備部河川課に置くとともに、事務局員は下記メンバーをもって構成する。

(事務局)

栃木県 県土整備部 河川課職員及び栃木土木事務所職員

栃木市 建設部 道路河川整備課職員

国土交通省 関東地方整備局 河川部 地域河川課職員

(運営)

第6条 会議には議長をおき、栃木県県土整備部長がこれを務める。

2 会議は議長が招集する。

3 議長は会議の目的を遂行するために必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

4 委員の任期は原則として令和8年3月31日までとする。

(議事)

第7条 会議は非公開とする。

2 会議は議事要旨を作成する。

3 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づく請求があった場合は、会議資料を公開する。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮りこれを定める。

(附則)

この規約は令和2年2月12日より適用する。